

# お知らせします

## 土岐市の行革

市では、昭和60年度から3回にわたり行政改革大綱を定め、行政全般にわたる改革を推進しており、財政健全化の推進、組織機構や事務事業の見直しなどを主要推進項目にあげ、改革を進めています。中でも、職員の定員適正化では、平成17年度に普通会計職員（企業会計・特別会計職員を除く。）を551人とし、平成16年度から24人を削減しました。これを平成11年度と比べると59人の

削減となり、削減率は約9.7%となります。

今号では、第3次土岐市行財政改革の平成17年度の実施状況をお知らせするとともに「第3次土岐市行財政改革」を引き継ぎ、本市の新たな行財政改革の中心となる土岐市集中改革プラン（第4次土岐市行財政改革大綱）を公表します。

### 平成17年度実施状況（主な項目）

推進項目	実施項目	実施状況報告
1 財政健全化の推進	1 勸奨退職制度の活用	勤続25年以上で50歳以上の職員に対して、毎年度個別に、勸奨退職制度の適用があることを通知し、希望者を募っており、17年度は対象者220人（医療職を除く）の中から10人の希望者がありました。
	2 補助金の見直し	社会的ニーズが薄れているもの、投資に見合った成果が得られていないものなどを中心に161件の補助金について見直しを行い、61件について廃止あるいは減額しました。その結果、3,000万円の削減効果を上げましたが、18年度限りの一時的な補助が増えたため、補助金全体としては前年度に比べ1,200万円の増加となりました。
	3 使用料・手数料の見直し	ごみ収集手数料、し尿処理手数料、保育料などについて、改定に向けた内部検討を進めました。
	4 前納報奨金の見直し	市民税・固定資産税の前納報奨金について、19年度からの廃止に向けた検討を進めました。
	5 外郭団体の点検の実施	施設管理公社などの見直しを実施し、前年に比べ800万円削減しました。
	6 事務経費削減の強化	燃料費が大幅に上昇しましたが、その他の経費の削減に努めた結果、前年度に比べ400万円の削減効果がありました。
2 職員定員・組織機構の見直し	1 職員定員適正化計画の策定	中期的な視点に立つて、適正な行政運営を進めるため、18年3月に土岐市職員定員適正化計画（第3次）を策定しました。平成22年4月1日までの目標として、総職員数を28名削減することとしました。
	2 組織機構の見直し	市民ニーズに適応した効率的で効果的な行政運営を実現するために組織機構を見直し、福祉課の再編、児童課の新設、工事検査室の廃止などを実施しました。
3 事務事業の見直し	1 行政評価制度の推進	事務事業の妥当性、有効性、効率性などを検証し、323の事務事業評価を実施しました。さらに、その上位に位置する施策評価の研究を行い、18年度から試行することとしています。
	2 公共施設の管理運営の見直し	三国山キャンプ場に指定管理者制度を導入したほか、三国山荘を廃止しました。
	3 外部委託などの推進	児童館・児童センター、ウエルフェア土岐、老人福祉センター、福祉施設ひだまり、美濃焼伝統産業会館、市営グラウンドなどの施設に指定管理者制度を導入しました。
	4 契約・入札制度の見直し	入札参加者の一層の見積り努力を促すため、17年4月から当分の間、入札予定価格の公表の中止を試行しています。
4 住民参加と協働の推進	1 市民参加と協働によるまちづくりの推進	18年3月に策定した、第5次土岐市総合計画で「協働まちづくりの指針の策定」「NPO・ボランティアネットワークづくり」を主要事業と位置付けました。
	2 男女共同参画の推進	土岐市男女共同参画プランに基づき各分野で事業を推進したほか、啓発活動として、講座「土曜の朝にちよっといい話」（5回、延べ参加者229人）や講演会（140人参加）を開催しました。
	3 ITによる情報提供・情報交換の充実	市ホームページで情報提供を行いました。また、市民ITセンターにおいて年間41講座（約820人受講）の初心者向け講習会を開催するとともに、講習会が開催されていないときは、パソコンルームを無料開放し、年間1,900人の利用がありました。

# 土岐市集中改革プラン（第4次土岐市行財政改革大綱）

大 区 分	推 進 項 目	実 施 項 目	実施年度 (H:年度)			
1 <b>財政・経営の改革</b> 少子高齢化の進展や人口減少時代の到来により、歳入は減少し、歳出は増加する厳しい財政状況は避けられないところへきています。また、地方分権の時代となり、地方公共団体においても、独自の工夫による自主性・自立性の高い財政運営が求められています。こうした状況下、第5次総合計画を着実に実施することにより、経済活動の活性化やまちとしての魅力を高めることに努め、積極的に歳入の確保を図るとともに、行政の効率的運営、効果的な事業選択など、より一層経営的視点に立った行政運営を進めていきます。また、公正と透明性の向上を図るため、住民参画の一層の拡大、積極的な情報開示などを進めます。	1 歳入の確保・歳出の抑制	1 企業誘致などの推進・促進	H18～			
		2 使用料・手数料などの見直し	H18～19			
		3 税の徴収率の向上	H18～			
		4 市有財産の売却の検討	H18～			
		5 経常経費の圧縮	H18～			
		6 枠配分予算の導入検討	H20～			
		7 各種負担金の見直し	H18～			
		8 補助金などの整理合理化	H18～			
		9 公共工事のコスト縮減	H18～			
		10 前納報奨金の廃止	H18			
		11 公共施設の再編・廃止の検討	H18～19			
2 <b>行政サービスの改革</b> 行政サービスの提供には多様な手法が生まれています。民間委託などの推進をはじめ、指定管理者制度の活用、PFI手法の活用、電子自治体の推進、さらには、地域協働の推進など地方公共団体が担うべき役割の重点化を十分考慮し、業務内容からみた妥当性、サービスの充実度、経営効率などの観点から、どの手法を選択するのが最も効果的かを多角的に検討していきます。	2 公正の確保と透明性の向上	1 パブリックコメント制度の導入検討	H18～19			
		2 審議会などへの市民参加の推進	H18～			
		3 審議会などの会議の活性化・透明性の確保	H18～			
		4 女性委員の積極的な選任	H18～			
		5 公共工事の入札・契約の適正化	H18～			
		3 <b>行政組織・職員・給与の改革</b> より多様化、複雑化してきている住民ニーズへのより迅速な対応や住民からみたわかりやすさなどに重点を置き、組織機構の構築を進めます。また、組織の合理化、事務事業の整理、民間委託の推進などを総合的に検討し、職員定員の適正化を進めます。さらに職員の給与・手当の適正化を推進するとともに、限られた職員で効果的に行政運営を行うために、職員の能力開発に向けた取り組みを積極的に推進していきます。	1 民間委託などの推進	1 民間委託などの指針の策定	H18～19	
				2 市場化テストの研究	H18	
				2 指定管理者制度の活用	1 基本方針に従った運用の推進	H18～20
					2 重点施設の早急検討	H18～19
				3 PFI手法の適切な活用	1 PFI手法の見直し	H19～20
					2 PFI手法の導入検討	H18～
4 事務事業の見直し	1 行政評価（事務事業評価）の実施			H18～		
	2 行政評価（施策評価）の実施			H18～		
	5 電子自治体の推進			1 行政手続きのオンライン化の推進	H18	
				2 共同アウトソーシングの推進	H18～	
				3 情報セキュリティの確保	H18～	
6 地域協働の推進	4 情報リテラシーの向上	H18～				
	5 内部管理業務の電子化の推進	H18～				
	2 協働まちづくりの指針策定	1 協働まちづくりの指針策定	H18～19			
		2 NPO、ボランティア団体のネットワークづくり	H18～			
		3 コミュニティビジネスの研究	H18～			
	4 <b>公営企業・第三セクターの改革</b> 地方公営企業について、事業によりその経営事情は異なりますが、独立した事業体として、経営基盤の安定化を推し進め、収益の確保に努めるとともに利用者サービスの向上を図っていきます。 また、第三セクターは、それぞれの時代の要請により設立され、市の施策と連携しながら、公共サービスの提供に大きな役割を果たしてきました。経済環境の変化や指定管理者制度の導入に伴う影響などを踏まえ、今後の存在意義を再検討し、独立した法人として経営責任を明確にした上で、経営改善を推進します。	1 ニーズに対応した組織づくり	1 迅速で柔軟な対応ができる組織づくり	H18～		
2 市民にわかりやすい組織づくり			H18～			
2 定員管理および給与の適正化			1 定員適正化計画の推進	H18～		
			2 手当の見直し	H18		
			3 福利厚生事業の見直し	H18～		
			4 定員・給与などの状況の公表	H18～		
3 人材の育成			1 人材育成基本方針の推進	H18～		
			2 女性の積極的な登用	H18～		
			3 人事評価制度の再構築	H21		
			4 窓口アンケートの実施	H18～		
4 <b>公営企業・第三セクターの改革</b> 地方公営企業について、事業によりその経営事情は異なりますが、独立した事業体として、経営基盤の安定化を推し進め、収益の確保に努めるとともに利用者サービスの向上を図っていきます。 また、第三セクターは、それぞれの時代の要請により設立され、市の施策と連携しながら、公共サービスの提供に大きな役割を果たしてきました。経済環境の変化や指定管理者制度の導入に伴う影響などを踏まえ、今後の存在意義を再検討し、独立した法人として経営責任を明確にした上で、経営改善を推進します。			1 地方公営企業の経営健全化 ①病院事業	1 病診連携の強化	H18～	
	2 収益構造の強化	H20～				
	3 薬品・診療材料の見直し	H18～				
	4 委託業務の見直し	H19				
	5 勤務環境の整備	H18				
	6 医事課職員の専門職化	H18～				
	2 地方公営企業の経営健全化 ②水道事業	1 代替可能業務の属託化	H19～20			
		2 収益構造の強化	H18～			
		3 受水費の削減	H18～			
		4 料金徴収率の強化	H18～			
	3 地方公営企業の経営健全化 ③下水道事業	1 下水道料金の改定	H18～			
		2 水洗化促進の強化	H18～			
	4 第三セクターの見直し	1 土地開発公社	H18～			
		2 施設管理公社	H18～19			
		3 埋蔵文化財センター	H18～19			

紙面の関係上、すべての内容を掲載することができませんが、次の方法でご覧いただけます。

- (1) 各施設での閲覧 ①市役所玄関ホール「情報コーナー」 ②各支所 ③図書館  
 (2) 土岐市のホームページ アドレス <http://www.city.toki.lg.jp>

詳しくは、総合政策課（内線212）へどうぞ。